

新堂中学校部活動規定

2019.4.2

1. 基本方針

部活動は、生徒が個性に応じた文化的・体育的活動を通じて日常の教育活動では得ることのできない専門的知識や技術を習得する場であり、自主・自立性や集団規律を獲得する場として大変重要な役割を果たす。したがって、教師はこの活動を支援するため全員がいずれかの部活動の顧問として同じ立場で活動する（原則市費講師は除く）。また、目的から大きく逸脱した過度な活動にならないように十分配慮することが重要である。

2. 目的

- (1) 好ましい集団の一員としての連帯感、責任感を培う
- (2) 挨拶や礼儀等基本的生活習慣の育成
- (3) 健全な精神と肉体の育成

3. 開設の部活動

【体育部】軟式野球、サッカー、ソフトテニス（男・女）、陸上（男女）、ソフトボール（女子）
バレーボール（女子）バスケットボール（男・女）、卓球（男女）、 計 10 部
【文化部】吹奏楽（男女）、美術（男女） 2 部 合計 12 部

4. 活動について

- ① 活動は、水曜日（家庭学習の日）を除くすべての日で行うことができる。ただし、水曜日以外の曜日に部活停止日がある場合は、支障がない限りその週の水曜日を活動日とする。また、中体連の大会が開催される週の水曜日は、支障のない限り活動日とすることができる。
- ② 土日の活動は原則どちらか一日とし、顧問の直接指導の下行う。ただし、やむを得ず両日とも活動をする場合は、その週のうちに水曜日ともう一日活動を停止し休養日を設ける。
- ③ 活動は顧問の監督下で行う。顧問不在の時も活動することを認めるが、必ず顧問は部員と連携を密にして活動内容や不慮の場合の対処方法を伝えておくこと。
- ④ 朝練習は行わない。
- ⑤ 活動終了時は顧問が直接活動場所に行き、活動場所の後片付け、部室の施錠を確認する。
- ⑥ 下校指導は校門前において全職員で行う。
- ⑦ 定期テスト一週間前は活動停止とする。また、学校行事、全職員参加の研修および会議、その他運営上実施が好ましくない時も協議の上活動停止とする。
- ⑧ ⑦の活動停止日において、中体連もしくは協会主催の公式試合に参加することおよび前日練習は特別活動日とすることができる。ただし、顧問は前もって保護者および全職員に周知・了解を取ること。
- ⑨ 完全下校時間違反者が出た部については、原則翌日の活動を停止し、顧問から再発防止のための指導を行う。
- ⑩ **活動時間 平日 2 時間以内、週休日（土日祝日）は概ね 3 時間以内とする。**

5. 下校時間について

原則として、自宅が最も遠い生徒が日没までに帰宅できる時間を完全下校時間として設定する。

※部活完全下校時間は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの則り、「部活動のあり方についての方針」を県が方針として策定したものにより、平日は概ね2時間以内という基準に基づいて設定することとし、本校では活動時間を2時間とし、準備15分、後片付け15分を入れ合計2時間30分とすることを優先する。

また、大会前の活動延長は認めない。

月	終了時間	完全下校時間	月	終了時間	完全下校時間
4月	17:45	18:00	10月	16:45	<u>17:00</u>
5月	17:45	18:00	11月	16:30	<u>16:45</u>
6月	17:45	18:00	12月	16:30	<u>16:45</u>
7月	17:45	18:00	1月	16:45	17:00
8月	17:45	18:00	2月	17:00	17:15
9月	17:30	17:45	3月	17:15	17:30

※10月については、秋季中体連までは17:15分終了17:30完全下校とする。

(案) 18:00完全下校の期間中、B日課6限の日は17:30、B5の日およびB6教育相談ありの日は17:00完全下校にする。

6. 入部・退部・転部について

- ① 入部は本人の意志により決める。全員加入ではない。
- ② 4～5月に行われる部活動見学および仮入部を経て、「入部届（保護者捺印）」を学級担任に提出し、顧問が了承した後正式入部とする。
- ③ 正式入部までは、活動時間を16:45終了17:00完全下校とする。また、休日の活動は不可。
- ④ 退部については、顧問と直接面談、了承を得て「退部届」用紙をもらい、必要事項を記入（保護者捺印）後顧問に提出。顧問は用紙を閲覧後学級担任に提出。
- ⑤ 転部については、④の手続き終了後仮入部を経て、「入部届」用紙に必要事項を記入（保護者捺印）し、顧問に提出。顧問は用紙を閲覧後学級担任に提出。
- ⑥ 学年が上がる4月に、所属している部活動の「継続願届」を全入部者は提出すること。提出をもって所属している部の活動継続を許可するものとする。提出しない者は速やかに「退部届」を提出すること。